

伊 監 第 20 号
平成 25 年 8 月 26 日

伊豆市長 菊地 豊 様

伊豆市監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 三田 忠男

平成 24 年度伊豆市健全化判断比率の意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項の規定により、平成 24 年度伊豆市健全化判断比率の審査をしたので、次のとおりその結果と意見を報告します。

1 審査の対象

(1) 健全化判断比率

- ・実質赤字比率
- ・連結実質赤字比率
- ・実質公債費比率
- ・将来負担比率

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

平成 25 年 8 月 13 日

3 審査の方法

審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

判断比率項目	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	13.17
連結実質赤字比率	—	18.17
実質公債費比率	9.9	25.0
将来負担比率	18.4	350.0

(注記) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合には、「—」で表示。

5 審査意見

実質公債費比率は前年度比 1.3%減少しており、将来負担比率も前年度比 20.5%減少している。

平成 24 年度決算における財政健全化判断比率については、早期健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

伊 監 第 21 号
平成 25 年 8 月 26 日

伊豆市長 菊地 豊 様

伊豆市監査委員 宮内 知秋
伊豆市監査委員 三田 忠男

平成 24 年度伊豆市資金不足比率の意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 24 年度伊豆市資金不足比率の審査をしたので、次のとおりその結果と意見を報告します。

1 審査の対象

- (1) 資金不足比率
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

平成 25 年 8 月 13 日

3 審査の方法

審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及び、その算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
温泉事業特別会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0
湯の国会館事業特別会計	—	20.0

(注記) 資金不足額がない場合には、「—」で表示。

5 審査意見

上記、全ての特別会計における資金不足はなく、比率においても経営健全化基準を下回っており、平成 24 年度決算における審査結果については、特に指摘すべき事項はありません。